

令和8年度 久万高原町水道施設薬品注入設備保守点検業務  
公募型簡易プロポーザル実施要領

下記業務委託について公募型簡易プロポーザル方式による提案書の募集を行い、その内容を審査し、委託者を選定します。

提案書の提出及び委託者の選定、決定を次のとおり実施します。

## 1. 件名

久万高原町水道施設薬品注入設備保守点検業務

## 2. 業務の目的

本業務は、町内の浄水場に設置された薬品注入設備について、定期的な点検および薬品補充を実施することにより、安全で安定した水道水の供給を確保することを目的とする。

## 3. 業務概要

- (1) 対象施設：浄水場他 32 箇所
- (2) 対象設備：薬品注入設備一式  
(詳細は別紙業務仕様書のとおり)
- (3) 契約期間：令和8年4月15日から令和9年3月31日まで

## 4. 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 水道施設における薬品注入設備の点検・保守業務の実績を有すること。
- (3) 本業務と同等の業務に従事した経験を有する技術者を配置できること。
- (4) 本町または隣接する市町村に本店、支店または営業所を有し、緊急時に迅速な対応が可能であること。
- (5) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、町の指名停止措置を受けていないこと。

## 5. 提案上限額

4, 122, 000円以内（消費税及び地方消費税を含まない）

## 6. 提出を求める書類

### (1) 必要書類

#### ①技術提案書

下記事項を記載すること。

(ア)会社概要

(イ)本業務を実施するにあたっての実施体制、責任分担等

(ウ)水質事故及び災害時の連絡体制・支援体制

(エ)本業務に類似する業務の実績

(オ) 配置予定者の本業務に類似する業務の経験及び保有資格

- ・ 受託水道技術管理者として業務に従事した経験がある場合はその業務名
- ・ 水道施設管理技士（浄水）等保有状況（必須ではないが保有の場合、評価において考慮する。）

(カ) 従事者の本業務に類似する業務の実務経験

②見積書（内訳書添付）

(2) 提出形式・部数

別添様式に記載し、紙媒体で4部提出すること。

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時必着

(4) 提出先

久万高原町役場建設課上下水道係

(5) 提出方法

持参

(6) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。また、提出された書類は審査において必要な場合のみ複写することがある。

## 7. 実施スケジュール

内容	日程・期限（予定）
質問受付期限	令和8年3月 5日（木）
質問回答日	令和8年3月 6日（金）
提案書提出期限	令和8年3月13日（金）
選定結果通知	令和8年3月25日（水）

※上記日程は、諸事情により変更することがある

※簡易型プロポーザル方式とし、ヒアリングは実施しない。

## 8. 質問および回答

(1) 質問及び回答の方法

質問は電子メールにより受け付ける。質問への回答は、ホームページに掲載する。

(2) 質問の送付先

メールアドレス [suidou@kumakogen.jp](mailto:suidou@kumakogen.jp)

## 9. 選定方法

提出された提案書および見積書について、あらかじめ定められた審査要領に基づき書類審査を行い、評価の結果、最も高い評価を得た提案者を契約締結に向けた優先交渉の相手方とする。

## 10. 審査の結果通知

(1) 通知日

令和8年3月25日（予定）

(2) 通知方法

審査結果は、全ての参加者に通知文書を発送します。他事業者の提案書内容、審査内容については公表しない。選考結果についての異議申立および問合せに応じることはできない。

## 11. 問合せ先

久万高原町役場 建設課上下水道係（担当：西山・渡部）

電話：0892-21-1111（内線：151）

FAX：0892-21-2860

E-mail：suidou@kumakogen.jp

## 12. その他

- (1) 提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (2) 次の各号に該当した場合は、提案者は失格になる場合がある。
  - ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
  - ② 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為を行った場合
  - ③ 審査員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (3) 本業務は令和8年度簡易水道事業会計当初予算の成立を条件とする。予算案が否決された場合、または予算額に変更が生じた場合は、本プロポーザルによる事業者選定の結果は無効、または選定内容を変更することがある。なお、これによって事業者が生じた損害（提案書作成費用等）について、本町はその一切の責任を負わないものとする。